指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人吉城福祉会が開設する吉城ホームヘルパーステーション古川(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅に おいて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、 食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括 支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 吉城ホームヘルパーステーション古川 所 在 地 飛騨市古川町下気多990番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事務所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 吉城ホームヘルパーステーション 管理者 1名(常勤兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、その業務に 支障のない限りにおいて他の業務と兼務することができる。
 - (2) 吉城ホームヘルパーステーション サービス提供責任者 3名 サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問 介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護 の提供に当たる。
 - (3) ①吉城ホームヘルパーステーション古川 訪問介護員 常勤換算2.5名以上 訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 吉城ホームヘルパーステーション古川

営業日 毎週月曜日から日曜日までとする。但し、12月31日から1月3日 までを除く。

営業時間 午前6時00分から午後10時00分までとする。

(2) 電話等により、連絡が可能な体制とし、上記営業日・営業時間外でも別途対応可能とする。

(指定訪問介護の提供方法)

- 第6条 指定訪問介護の提供の開始に際し、予め利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 2 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供する。
- 3 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
- 4 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 5 指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは 福祉サービスを提供するもの、地域包括支援センターとの密接な連携に努める。
- 6 指定訪問介護の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとと もに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスを 提供するもの、地域包括支援センターと密接な関係に努める。
- 7 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。但し、通常の事業の実施地域などを勘 案し、利用申込者に対して適切な指定訪問介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定訪 問介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。
- 8 指定訪問介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認 定(以下「要介護認定等」という。)の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- 9 被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問介護を提供する。
- 10 指定訪問介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定 等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏 まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 11 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるとき は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効 期間の満了日の1カ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

12 指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき(介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれも該当しないとき)は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定訪問介護の内容)

- 第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - (1)身体介護
 - (2) 生活援助
 - (3) 通院等乗降介助
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むの に必要な援助を行う。
- 3 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって サービスの提供を行う。
- 5 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、 適切な相談及び助言を行う。
- 6 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介 護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を 作成する。
- 7 前項の訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 8 サービス提供責任者は、第6項の訪問介護計画を作成した際には、利用者またはその家族にその内容を説明する。
- 9 サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況 の把握を行い、必要に応じて変更を行う。なお第6項から第8項までの規定は、訪問介護 計画の変更について準用する。
- 10 指定訪問介護の利用に係るサービス提供責任者の責務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 利用申し込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者 の状況について情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

- (7) 訪問介護員に対する研修、技術指導を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(指定訪問介護の利用料)

- 第8条 指定訪問介護を利用した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、 当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の額とす る。法廷代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した場合には、厚生労働大臣 が定める額を利用料として受け取る。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 第1項の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 4 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日時及び内容、法的代理受領サービスの額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

(事故発生や緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者への事故、利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの処置を講じるとともに、 管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、飛騨市古川町、河合町、宮川町、神岡町(森茂地区を除く) 高山市国府町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、訪問介護員等の業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用1カ月以内
 - (2)継続研修 年1回以上
- 2 利用者が、正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の 程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、ある いは受けようとしたときは、保険者に対して通知する。
- 3 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 4 サービス担当者会議などにおいて、利用者並びに家族に関する情報を開示することがある。
- 5 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行 う。
- 6 訪問介護員等には身分を証する書類を携行させ、初回利用時又は利用者及びその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
- 7 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを 利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。
- 8 提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 9 自ら提供した指定訪問介護に対して、介護保険法第23条の規定により保険者が行う文書 などの提出や提示の求め、当該保険者の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者から の苦情に関して保険者が行う調査にも協力する。保険者から指導または助言を受けた場合 は、それに従って必要な改善を行う。
- 10 指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 11 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、 利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 12 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やか に損害賠償を行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでは ない。
- 13 事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制等の重要事項をみやすい場所に掲示する。
- 14 事業所の会計は、他の会計と明確に区別する。

- 15 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対する訪問介護に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。
- 16 事業所は、必要に応じて介護サービス情報の公表を行うものとする。
- 17 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附則

- この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- この規程は、平成16年2月1日から施行する。
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。